

228 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験及第者

の内判事登用試験志願者への通達の件に付照会

〔明治二十年十一月九日〕

(欄外注記2) 司法省比処字第一〇一二号

(欄外注記1)

帝国大学之監督ヲ受ル私立法律学校之儀ニ付而ハ兼而御協議之次第も有之候処今般帝国大学ニ於テ監督条規ニ随ヒ試験挙行相成タル趣ニ候得ハ多少及第スル者可有之右及第者ハ当省ニ特別之關係アル輩ニ付望之者ハ当省ニ於テ判事登用試験ヲ施行可致候間受験志願ノ者ハ当省へ可申出旨御通達相成候様致度此段及御照会候也

明治二十年十一月九日

司法大臣伯爵 山田顕義

文部大臣子爵 森 有禮殿

(欄外注記1)

「書記」(五十嵐恭次)

(欄外注記2)

「総長」(渡辺洪基) 「書記官」(永井久一郎) 「法科大学教頭」(穂積陳重)

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、(丸)